

六つの華だより

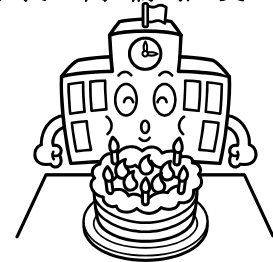
糸魚川市立磯部小学校
平成 25 年 11 月 25 日(月)No.12
E-mail isobesho@itoigawa.ne.jp
URL <http://www.itoigawa.ed.jp/isobesho/>



自分の言葉で伝えよう みんな笑顔になろう 元気な体をつくろう

新校舎竣工式・祝賀会 ありがとうございました!!

校長 高橋雅史



11月10日(日)に新校舎の竣工式と祝賀会が開催されました。

糸魚川市主催の竣工式には、たくさんのご来賓の皆様がかけつけてくださり、新校舎の完成を祝ってくださいました。また、磯部地区協議会が中心となって開催した祝賀会にも多くの方々からご参加いただきました。

市当局の皆様、磯部地区協議会の皆様、とりわけ当日の運営の中心になっていたPTA役員の皆様に厚く御礼を申し上げます。

磯部小の新校舎は、現代的な設備の整った機能的な建築です。エレベーターや段差のないフロアなどのバリアフリーの構造、ガラス窓に囲まれた明るい環境、太陽光発電の設備など数え上げれば切りがありません。

それと同時に、木の温もりが感じられる暖かみのある造りで、子どもたちもおだやかに落ち着いた気持ちで過ごすことができます。



子どもたちが新校舎で学び始めてから10か月が経ち、この素晴らしい環境にも慣れてきました。そして、ややもすれば、使いやすく居心地のよい校舎の環境を「当たり前」のように思ってしまう面も見られます。

竣工式や祝賀会で多くの皆様が語っておられたことですが、この磯部小の新校舎は、ワークショップなどの機会を通して、たくさんの人たちの努力や願いが集められ、それが実って完成した校舎です。子どもたちには、そのことをずっと心に留め、新しい校舎で学べることを幸せに感じ、完成に至るまでにかかわってくださった、たくさんの皆様への感謝の気持ちを持ち続けてほしいと思います。

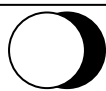
竣工式の中で子どもたちは、新校舎への感謝の気持ちを込めて、とても素晴らしい歌声で「ビリーブ」を合唱しました。この歌を全校児童と一緒に新校舎竣工式で歌ったこと、そしてその時の気持ちを忘れずに、周りの人たちに感謝する心をいつまでも持ち続けてほしいと思います。竣工式は、子どもたちにとっても学校にとっても大きな節目の式になったと思います。

1 2月の主な行事予定

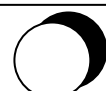
- 2 (月) 全校ことばのカテスト
- 3 (火) 個別懇談会 1 日目 (藤崎・百川・大洞)
- 4 (水) 全校朝会, 個別懇談会 2 日目 (筒石・中郷・仙納・徳合)
磯部小学校人権週間 (~ 10 日)
- 5 (木) 能生中学校区いじめ見逃し 0 (ゼロ) スクール集会
能生地域小学校交流会
- 6 (金) クラブ活動
- 9 (月) 全校算数テスト
- 1 1 (水) 発表朝会
- 1 2 (木) 子ども貯金日, 児童集会
- 1 3 (金) 委員会活動
- 1 7 (火) 地区児童会
第 2 回いじめ見逃し 0 スクール集会
- 1 9 (木) 4 限給食後下校
- 2 4 (火) 第 2 学期終業式



平成 25 年度の冬休みは, 1 2 月 25 日 (水) から 1 月 7 日 (火) です。この間, 1 2 月 28 日 (土) から 1 月 5 日 (日) の間は学校が無人化となります。



1 1 月の磯部小学校



読書旬間には、職員や地域の方による本の読み聞かせを行いました。

給食の食材を生産している方をお招きして、交流給食を行いました。



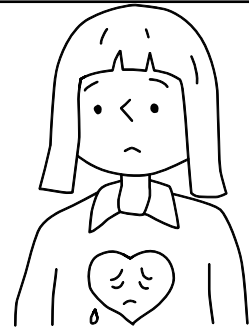
一年生は、飼っていたやぎの「サンダー」の卒業式をしました。

三年生は総合学習で地域探検を続けています。十一月は大洞と百川に出かけました。



校長室から

もうすぐ、 磯部小学校の 人権週間です



12月10(火)は「世界人権デー」です。1948年、第3回国際連合総会で採択されたことを記念して定められました。日本では、1949年(昭和24)年に「世界人権宣言」の趣旨を広く定着させようと、12月4日から12月10日までを人権週間と定め、啓発活動に取り組んでいます。

磯部小学校でも、道徳・学級活動等での人権教育にかかわる学習や「いじめ見逃し0(ゼロ)スクール集会」を予定しています。

また、「児童の権利に関する条約(「児童の権利条約」や「子どもの権利条約」という呼ばれ方もされます)も、人権教育を考える上で大切なものです。1989年に国際連合総会で採択され、日本では1994年に国会で承認され発効しました。

*** 「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」はあまり読む機会のないものだと思いますので、参考までに一部抜粋して掲載しました。是非お読みください。**

人権教育というと、「子どもの権利条約」や「日本国憲法」、「世界人権宣言」等の人権に関する法律を学ぶような何か難しい学習内容と思われがちですが、必ずしもそれだけではありません。

「自立し、責任を果たし、自他を尊重できる子どもたちを育てること」これこそが人権教育の大きな目的だと思います。決して、「自分たちには、自分の思いの通りにできる権利がある」、「自由に(好き勝手に)何でもできる」などということをお教えるものではありません。「自立する力」「責任感」「互いを尊重する心」これらは、人権教育の大切なキーワードだと思います。

私は人権教育において次のような内容がとても重要だと考えています。

- 相手の気持ちや思いを受けとめ、自分の思いを自分の言葉で相手に伝える
- 様々な活動を通して自立の心や責任感を身に付ける
- いろいろな人たちとかがわたり協力したりする活動を通して、自分自身も他の人たちもかけがえのない存在であることに気づく
- 基本的な人権について具体的な事例で考えるとともに、その大切さがわかり、自分や他の人たちの人権を守ろうとする意欲・態度・技能を自分のものにする
- 社会的マナーやきまり、規範意識などをしっかり身に付ける

人権教育は一朝一夕でその効果が期待できるようなものではありません。地域の皆様・保護者の皆様のご理解を得ながら、温かく長い目で子どもたちを見守り、同じ目線で子どもたちを支援・指導していくことが何よりも重要なことだと思います。



子どもの権利条約 アムネスティ・インターナショナル版



第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第3条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第4条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第28条 教育を受ける権利

子どもには、教育を受ける権利があります。

国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのぼしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。



谷川俊太郎訳「世界人権宣言」 アムネスティ・インターナショナル版



第1条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。

また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

第26条 勉強したい？

だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。

大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。

教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。

第29条 権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作る為の義務を負っています。

自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時のみ、制限されます。

第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

